

6月1日から市が保有するすべての個人情報を対象に

個人情報保護条例がスタート

市では平成2年に「狭山市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算機で処理する個人情報の適正な取り扱いと、個人の権利・利益の保護に努めてきました。しかし、近年の高度情報通信社会の急速な進展で、今まで以上に個人のプライバシー保護が求められています。そこで市民皆さんの個人情報を保護し、信頼される市政を一層推進するために、市の実施機関が保有する個人情報の基本的な取り扱い事項を定め、自分自身の情報の開示や訂正などの権利を創設した「狭山市個人情報保護条例」を6月1日から施行します。

そこで今月は、この制度の内容や開示請求などの手続きの概要をお知らせします。

請求できる権利

開示請求権

だれでも、市が保有する公文書に記録されている自分の個人情報の開示を請求することができます。

訂正請求権

開示を受けた自分の個人情報に、事実の誤りがあるときは、その訂正・追加または削除を請求することができます。

利用停止請求権

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないと認めるときは、その利用の停止消去、または提供の停止を請求することができます。

開示できない個人情報

開示請求があった本人の個人情報は、原則として開示しますが、例外として、次に掲げる情報などが含まれているときは、開

個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報について、具体的な取り扱いの原則を定め、本人からの請求で自己に関する情報の開示や訂正、また不適正な取り扱いに対して利用停止の請求をすることができる制度です。

個人情報取り扱いの原則

収集するときの原則

市は、収集の目的を明らかにし、必要な範囲で原則として本

人から直接収集します。また思想などに関する個人情報は、法令に定めがあるときなどを除き、原則として収集しません。

管理するときの原則

正確で最新のものとし、漏えいや滅失などの事故防止に努めます。

利用するときの原則

市が行う事務や事業でも、収集時の利用目的の範囲を超えた個人情報の利用は行いません。また、法令に定めがあるときなどを除き、個人情報を外部には提供しません。



開示請求などは行政資料室で受け付けます

情報の請求から開示までの流れ

請求の方法

個人情報開示請求書などに、住所、氏名、請求する個人情報記録されている公文書の名称などを記入し、市役所行政資料室の情報公開コーナーに提出していただきます。

その際、保有個人情報の本人であることを示す書類の提示または提出が必要です。



開示などの決定

開示請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して14日以内に、また訂正請求および利用停止請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して30日以内に決定を行い、請求者に通知します。

なお、この期間内に決定することができないときは、決定期間を延長することもあります。



開示などの仕方

開示は、決定通知書でお知らせする日時、場所で閲覧していただくか写しをお渡しすることなどで行います。

なお、訂正や利用停止の決定をしたときは、速やかに訂正などを行います。



費用の負担

開示や訂正、利用停止の手数料は無料です。ただし、写しの交付を希望される場合は、写しの作成に要する費用を負担していただきます。また、写しの郵送を希望する場合は、郵送料も負担していただきます。



救済制度

開示決定などの決定に不服がある方は、実施機関に対して不服申立てができます。不服申立てがあったときは、実施機関は不服申立てに対する決定を公正に行うため、「狭山市情報公開及び個人情報保護審査会」に諮問し、答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

示しないことがあります。
法令などの規定で、本人に対しても開示することができないとされている情報
開示請求者(本人)の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
法人などの情報が含まれる場合、その法人などの正当な利益を害するおそれがある情報
市・国などの審議・検討、または協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

実施機関

市・国などが行う事務や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
市長執行部局
教育委員会
選挙管理委員会
公平委員会
監査委員
農業委員会
固定資産評価審査委員会
市議会

審査会

開示、訂正などの請求に対する決定に不服がある場合、不服申立てがあります。この申立てに対し、公正で客観的な立場で審査を行うため、学識経験者5名で組織する「狭山市情報公開及び個人情報保護審査会」を設置しています。審査会では、市から諮問された不服申立ての審査を行い答申します。市はその答申を尊重し、改めて開示、訂正などの決定を行います。

問合せ総務課へ内線3531

平成15年度の情報公開状況

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、開かれた市政を推進するための制度です。公開できる情報は、市で職務上作成または取得した文書、図画、写真および磁気テープなどで、組織的に用いるものとして保有しているものです。市役所行政資料室の情報公開コーナーで利用できます。
なお、平成15年度の公開状況は右表のとおりです。

区分	請求	申し出	計
受付数	11	11	22
開示数	5	3	8
部分開示数	6	7	13
不開示数	0	1	1
取下げ数	0	0	0

請求とは、平成2年1月1日(議会は平成10年4月1日)以後に市が作成・取得した公文書を請求権者(市内在住の方など)が請求した件数。申し出とは請求以外の件数